

高吾北広域町村事務組合における女性の職業選択に資する情報の公表について

令和5年6月26日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）の規定に基づき、下記のとおり情報を公表します。

・ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 22%

基準日：令和5年4月1日

・ 男女の賃金の差異

対象期間：令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

区 分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全ての労働者	88.2%
うち正規雇用労働者	93.8%
うちパート・有期労働者	93.8%

・ 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況

※令和4年度中に育児休業期間に入った職員

		取得率	取得期間分布			
			～6ヶ月以内	～1年以内	～2年以内	～3年以内
行政職	男性	100%		1		
	女性					
消防職	男性	0%				
	女性					
医療職	男性					
	女性					
介護職等	男性	50%	1			
	女性	100%		2	2	
計	男性	29%	1	1		
	女性	100%		2	2	

※色抜き：該当者なし